# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

木曽岬町

## 公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種に関する事務				
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種法に定めれらた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型インフルエンザの予防接種 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。				
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)健康管理特定個人情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10、67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 月特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第95 いう。) 第2条表中の25、27、28、29、153の項 第27、29、30、31、155条	
	情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 主務省令 32条表中の25、26、153、154、160の項 第27、28、155、156、162条	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	連絡先       子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119				
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した					
適用した理由					

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] (300人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

# Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			I	]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	申請者からマイナンバーの	提供を受け、言	記載さ	れたマイナンバーの真正性確認を行う。	

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	者によって不正に使用されるリスクへの対策  手が行われるリスクへの対策  た紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  者によって不正に使用されるリスクへの対策 ける不正な使用等のリスクへの対策 ・移転が行われるリスクへの対策 ・沙トワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、ア ウトを徹底する。	アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理し、離籍時のログア			

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	<b>迷れ かい</b>	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	11 しざい値刊 断項日 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	1 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 11 しさい個判断項日	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成29年7月10日	1.対象人数 いつ時点の計  数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	11 しさい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	数か 11 しさい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	11 しさい値判断項日 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月1日	当部署 ②所属長の役職名	平成30年4月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	新様式見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<ul><li>・予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li><li>・予防接種実施状況の管理</li></ul>	・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定めれらた予防接種の勧奨通 知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型インフルエンザの予防接種	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の 2項	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの (17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17、19、115の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)	事前	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年3月12日時点	事前	
令和4年3月12日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年3月12日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定めれらた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型インフルエンザの予防接種	予防接種法の規定に基つく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握・予防接種法に定めれらた予防接種の勧奨・予防接種勧奨・予防接種をの事務・新型インフルエンザの予防接種がある。その第三欄に掲げられたも定個人情報の制力を提供を受けて事務を処理するために必要な、提供を受けて事務を処理するために必要な、規制では、中間である。その際には、中間である。その際には、中間では、かられた特定個人情報の情報提供を受けて事務を処理するために対して情報には、中間では、中間では、からないので情報には、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、がは、では、を登録を登録を登録をできるが、では、を登録を登録を受けると、を受けるといいのでは、を受けるといいのでは、を受けるといいのでは、からないのでは、ないのでは、ないのでは、からないのでは、ないいのでは、ないのではないいいいいいいいいいのではないいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		
令和5年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の 2項	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の 2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年3月12日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	福祉健康課 福祉健康課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	福祉健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽 岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の 2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供	・番号法第9余第1項及び別表第14の項、126の項 項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第5号)第10、67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第9 条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17、19、115の2の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)(別表第二における情報提供の根拠)・16の2項、16の3項、115の2項	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 項・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10、67条の2・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法等改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策 8. 人の手を介在させる作業 人員的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高 いと考えられる対策	なし	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 対策は十分か 【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和7年8月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による